

大手前広場乗船場「観光情報拠点施設」飲食店運営事業者募集

公募型プロポーザル実施要項

1 目的

令和元年度に整備した堀川遊覧船大手前広場乗船場（以下「大手前広場乗船場」という。）を「観光情報拠点施設」とするべく、飲食店の運営を行う事業者を募集する。

飲食店は、幅広い利用客に気軽に楽しめる店舗とともに、松江城や周辺観光地の情報やイベント情報などを周知することで観光客の満足度向上を図る。

2 事業内容

（1）契約の内容

この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び借地借家法第 38 条の規定に基づく貸付け（定期建物賃貸借契約）

（2）対象物件

堀川遊覧船大手前広場乗船場内 飲食店

所在地：松江市殿町

床面積：11.86 m²（うち厨画面積 8.35 m²）

（3）貸付期間及び営業開始日

貸付開始日：令和 8 年 4 月 1 日（予定）

営業開始日：貸付開始日から令和 8 年 5 月 31 日までの間に営業開始すること。

貸付終了日：令和 11 年 3 月 31 日（契約期間には、原状回復にかかる期間も含む。）

（4）契約及び運営条件

別紙「大手前広場乗船場「観光情報拠点施設」飲食店運営に関する仕様書」のとおり

3 応募資格

以下のすべての要件を満たす団体（法人格の有無は問わない）または個人であること。

（1）松江市内に本社・営業所等を置いていること。

（2）同種の業務について経験年数が 1 年以上あること。もしくは、同種の業務を 1 年以上経験した社員を有すること。

（3）国税、島根県税、松江市税を滞納していないこと。

（4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づき、更正又は再生手続きをしている者でないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

- (7) 飲食店営業許可を取得できること。また、食品衛生法及び他の法律に基づく行政处分を過去3年間官公署から受けたことがないこと。
- (8) 参加申込時点で松江市の指名停止を受けていないこと。
- (9) 本業務を再委託してはならない。申込者が直営するものであること。

4 選定スケジュール(※予定)

No.	内容	期限等
1	実施要項等の提示	令和8年1月9日(金)
2	質問書の提出(提案者)	令和8年1月21日(水)
3	質問書に対する回答(発注者)	令和8年1月26日(月)
4	参加意思表明書提出	令和8年2月4日(水)
5	企画提案書の提出	令和8年2月13日(金)
6	プレゼンテーション	令和8年2月19日(木)
7	選定結果通知(内定通知)	令和8年2月27日(金)
8	契約締結	令和8年4月1日を予定

5 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 提出期限: 令和8年1月21日(水) 12時必着

(3) 提出先: 松江市観光部観光振興課

(4) 提出方法: 持参・FAX・郵送・メール可

(5) 企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問は受け付けません。

質問を行った者の名称は公表しません。

(6) 回答期限: 令和8年1月26日(月) 市ホームページに掲載

6 参加申し込み

(1) 提出書類

下記資料を1部ずつ用意し、提出すること。

- ・参加意思表明書(様式2)
- ・誓約書(様式3)
- ・会社概要(様式5、団体の場合)
- ・定款又は寄附行為(団体の場合)
- ・発行後3カ月以内の登記事項証明書(法人の場合)

- ・発行後3ヵ月以内の身分証明書（個人事業主の場合）
 - ・当該団体の概要、過去3年間の財務諸表（収支決算書、損益計算書等）
 - ・国税、島根県税、松江市税についての滞納（納期限が到来していないものを除く。）
がない旨の証明
- (2) 提出先：松江市観光部 観光振興課
- (3) 提出期限：令和8年2月4日（水）12時必着
- (4) 提出方法：持参又は郵送

7 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

（書類はA4サイズに統一）なお、提出した書類は返却しない。

- (1) 提出書類
- 下記資料を7部ずつ用意し、提出すること。
- ・募集申込書（様式4）
 - ・企画提案書（様式6）
- ※企画提案書は任意様式で提出することも可能とする。ただし、様式6の記載項目ごとに記載すること。
- ・事業実施体制（様式7）
 - ・貸付料見積書（様式8）
- (2) 提出期限：令和8年2月13日（金）12時必着
- (3) 提出先：松江市観光部 観光振興課
- (4) 提出方法：持参又は郵送

8 選考方法と契約予定者の決定

大手前広場乗船場「観光情報拠点施設」飲食店運営事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

- (1) 審査
- 市による審査会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案書等を書類審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の契約予定者とする。

実施日：令和8年2月19日（木）

※詳細は2月17日（火）に電子メールで通知予定

出席者：1社3名以内とする。

方 法：プレゼンテーションは提出書類に基づき、実施すること。

PowerPoint等を使用する場合は、必要な機材を参加者で準備すること。

※モニター及びHDMIケーブルは本市にて用意する。

その他：プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施する。

プレゼンテーションの時間は15分とし、本市からの質疑及びその回答時間は10分程度とする。

（2）審査項目と優先交渉権者の決定

- ・審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。
- ・評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- ・評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

企画提案項目及び配点について

提案項目	評価の視点	配点
①実績・経営状況	・飲食経営に十分な実績を有するか ・経営状況は良好か	15点
②収支計画	・安定的、継続的な運営が可能な収支計画となっているか ※貸付料の提案を含む	15点
③従業員の配置体制	・安定した運営を行える人員体制となっているか ・緊急時にも適切な対応ができる指揮命令、連絡体制がとられているか	15点
④安全管理・食品衛生	・食品衛生、品質の管理方法について適切な内容となっているか ・施設の適正管理、衛生管理について適切な内容となっているか	15点
⑤サービス内容 (メニューの構成、価格等)	・幅広い利用者層に対応したメニュー構成となっているか ・利用しやすい価格となっているか ・利用しやすい営業日、営業時間になっているか ・周辺観光施設の案内・PR等を行う提案となっているか。	15点
⑥アピールポイント	・大手前広場乗船場の魅力向上に資する提案がなされているか ・堀川遊覧船等、周辺施設とタイアップした取組などを行う提案となっているか。 ・話題になりそうな提案になっているか ※松江市らしさが伝わるオリジナル商品やパッケージなど	25点

（3）審査結果

- ・審査結果については、プレゼンテーションを行った者全員に対して通知する。
- ・松江市ホームページにて審査基準、参加者、結果等を公表する。

（4）契約

契約予定者において提出された企画提案書の内容に基づき、実施する業務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

契約内容の協議により市と契約予定者が合意した場合は、貸付契約を締結する。

なお、契約予定者に本事業における失格事由等が認められた場合、市は契約を解除し、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することができる。

9 その他の留意事項

- （1）本プロポーザルの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし提出書類は返却しない。
- （2）書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- （3）提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加は認めるが、企画提案書に基づいたものに限る。
- （4）提出書類は契約予定者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- （5）本事業の契約予定者には貸付契約の締結にいたるまで守秘義務を求めるものとする。

10 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町 86 番地

松江市観光部観光振興課 担当：石川

電話：0852-55-5214・FAX：0852-55-5634

E-mail：kankou-kakari@city.matsue.lg.jp

受付時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分